

特定非営利活動法人日本防災士会 女性防災推進委員会 規程

(名 称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人日本防災士会 女性防災推進委員会（以下この委員会）と称する。

(事務局)

第2条 この委員会の事務局は、特定非営利活動法人日本防災士会事務所に置く。

(目 的)

第3条 この委員会は、特定非営利活動法人日本防災士会会員の活動理念と事業計画に基づき、以下の目的の下に活動する。

- (1) 女性の活躍によって、地区防災力・災害対応力の向上を促進する
- (2) 女性防災士の活動機会の増進とその支援を行う
- (3) 防災・減災活動に女性の視点を取り入れた活動を推進する

(活動内容)

第4条 この委員会は、第3条の目的を遂行するため、次の活動を行う。

- (1) シンポジウム、スキルアップ研修会などの開催
- (2) 内閣府男女共同参画担当部局、男女共同参画センター等との、連携を図る活動
- (3) 各地で開催するイベント等の支援

(4) その他、この会の目的達成のために必要な活動

(構成)

第5条 この委員会の構成

(1) 運営委員を10名程度とする。運営委員は理事会で選任し、理事長が委嘱する。

(2) この会に2名以内の代表委員をおく。代表委員は理事会で選任し、理事長が指名する。

(3) 理事会は、支部からの推薦及び正会員の一般公募を通じて、この会に30名以内の委員を選任することができる。(委員は男女多様な参画とする)

(4) この会の運営、会議開催等の詳細については理事長が定める。

(任期等)

第6条 運営委員、委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(活動の報告)

第7条 この委員会の活動は、理事会に毎回報告する。年次報告は書面をもって理事長に提出をする。

(会計)

第8条 この委員会の活動に必要な経費については、総会で定めた予算内で賄うこととする。